

現在、一般財団法人砂原児童基金では、当財団の「校外教育スポーツ奨学金事業」に賛同してくださる学習塾・スポーツ教室等の事業者の皆様を広く募集しております。

保護者のかたからの問合せも増えており、当財団から香川県下の学習塾やスポーツ教室等事業者様へ直接メール・電話・郵送等でご連絡させていただくこともございますが、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

ご説明させていただいている中で、よくいただくご質問について記載いたします。

★「校外教育スポーツ奨学金事業」とは何ですか？

養育者や本人の熱意があるにも関わらず、経済的な理由等で学校外教育を十分に受けることが出来ない香川県下の小学生から高校生までの子ども達に対する助成事業として、学習塾やスポーツ教室など学校外で有償にて提供されるサービス（校外教育サービス）に掛かる月謝等の経費を、当財団からサービス提供者（賛同事業者様）に支払う返還義務の無い奨学金事業です。

★賛同事業者になるとどうなりますか？

当財団から賛同事業者の皆様には年会費や手数料、寄付金などの請求をすることは一切ございません。

当財団からは、賛同事業者の皆様のご請求に従い、滞りなく必要な月謝・教材費等をお支払します。

賛同事業者の皆様には、他の受入児童生徒と同様に、当財団の奨学生を受け入れて指導していただきます。賛同事業者の皆様には当財団への経費請求業務以外のことをしていただくことは一切ございません。

児童生徒本人や養育者に対して現金を給付するのではなく、生まれ育った環境によって早くから広がってしまう学力の差を抑えて、すべての子どもたちに夢や希望を持って欲しい、そして一人でも多くの納税者を育てたい。それが「校外教育スポーツ奨学金事業」に込めた当財団の想いです。

★賛同事業者になるにはどうしたらいいのですか？

賛同事業者として登録していただくために提出していただくものは3点ございます。

①当財団 HP の「各種申請書のダウンロード」ページにございます、第13号様式の「賛同事業者登録申請書」に記入したもの。

②法人の場合は登記簿謄本または登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）、任意団体・個人経営の場合は直近の法人税納税証明書又は所得税確定申告書の写しをご用意ください。

※お手数をおかけしますが、財団としましても児童生徒の皆さんに安心して校外教育スポーツを利用していただくため、②の書類の確認が必要となっておりますのでどうかご了承ください。

③教室のパンフレットやチラシがある場合は添付してください。

★一般財団法人砂原児童基金の運営基金はどこからきているのですか？

当財団は、理事長の砂原英二が事業譲渡で得た資金を少しでも社会に役立てることができればという想いで、当初基本財産8億2千万円で運営を開始しております。また、今年度中の公益財団法人への移行を予定しており、当財団の趣旨に賛同していただき運営にご協力くださる組織の皆様（一般社団法人A・A・I、株式会社ケイラインファーマシー、株式会社ティラインファーマシー）から、配当金と収益の一部を寄付していただける予定です。

現在当財団では、「校外教育スポーツ奨学金事業」について、香川県教育委員会・各市町立教育委員会にも周知を行っている最中です。校長会等で周知の機会を作っていただいた地域もございます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に当財団までご連絡ください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。